

会員各位



税理士法人 NEXT

経友会 若手サークル

■■■■■ 税理士法人 NEXTからの耳寄りなお知らせ ■■■■■

# 第3回 若手サークルの御案内！！

## この収入に税金がかかるの!?

### ～所得税の不思議な課税ルール～

拝啓 立夏の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年度第3回若手サークルは、この収入に税金がかかるの!?!～所得税の不思議な課税ルール～について取り上げます。コロナ以前から新たな稼ぎ方が増え、副業を行っている人も増えてきました。今回は新しい事業（副業）で稼いだ収入にはどのように税金が課税されているのかを解説していきます。また、今回は懇親会を開催する予定をしています。お時間に余裕があり、コロナ対策にご協力いただける方は一緒に懇親を深めましょう。

前回に引き続き、ZOOMを活用したオンラインでの勉強会参加も受け付けていますので、会場に来るのが難しい方はぜひZOOMでのオンライン勉強会に申し込みください。

※勉強会及び懇親会の開催の最終判断を7月11日（月）に行います。中止する場合は弊社より連絡いたしますのでよろしくお願ひします。 敬具

#### ◆第3回◆この収入に税金がかかるの!?!～所得税の不思議な課税ルール～

・最近世間を賑わす競馬の高額配当の課税の仕組み・仮想通貨の課税の仕組みとは  
・YOUTUBE、Instagramの儲かりの仕組みと課税の方法とは。  
・メルカリでの売上には税金はかからないってホント!?

#### 【開催日時】

7月13日(水)18:30～20:00

#### 【開催場所】

税理士法人 NEXT 3階研修室  
研修終了後懇親会を開催します。  
懇親会費は後日連絡します

#### 経友会若手サークル 参加確認書

参加確認	勉強会： 出席 or 欠席		
	出席方法： 会場 or ZOOM		
	懇親会： 出席 or 欠席		
	該当するものを○で囲んで7月8日(金)までにご返送ください		
mail	(ZOOM参加の方のみ)		
貴社名			
役職		氏名	

若手サークル事務局業務は税理士法人NEXTが受託しております。

■税理士法人NEXTは個人情報保護その他の関係法令及びガイドライン等を順守しております。

■税理士法人NEXTの個人情報に関する取り扱いについては、「プライバシーポリシー(※)」

をご覧ください。 ※URL <https://next-zei.jp/privacy/>

■ご記入頂いた情報は、若手サークル以外の目的には使用いたしません。

上記のことに同意します。(チェックを付けてください)

FAX: 058-275-3556

若手サークル事務局 行 返信日：令和 年 月 日 送信枚数 全\_\_枚